

介護保険サービス利用の状況

介護保険制度がスタートして1年あまり、今では「要介護」という言葉を日常会話で耳にするなど、なじみの薄かったこの制度もようやく定着しつつあります。

◆被保険者数と要介護認定者数

さて、西宮市における平成13年3月末日現在の介護保険の被保険者数は、第1号被保険者（65歳以上）が65,153人、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が145,181人です。

このうち要介護または要支援の認定を受けている人は、在宅5,444人、施設1,559人の計7,003人です（表1参照）。

◆主なサービスの利用状況

主な居宅サービスおよび施設サービスの利用者数は表2・3のとおりです。

◆サービスの満足度

平成12年12月に本市がまとめた「介護サービス利用実態アンケート報告書」によれば、主な居宅サービスの利用者の8割以上が、「満足」または「ほぼ満足」と答えており、介護保険制度がほぼ円滑に導入された状況がうかがえます（表4参照）。

また、サービスを利用することによって「本人や介護者の身体的、精神的な負担が減った」一方で、「訪問介護の担当者がたびたびかわる」「通所サービスの利用時間を延長してほしい」「短期入所の利用日数を増やしてほしい」「特別養護老人ホームなどの施設を増やしてほしい」「介護保険の内容をもっと広報してほしい」などの改善すべき点も指摘されています。

本市では、今後もこれらのさまざまなご意見を生かして、より利用しやすいサービスを目指します。

表1 要介護（要支援）認定者数

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
978人	1,868人	1,298人	905人	937人	1,017人	7,003人

（平成13年3月分事業状況報告書から）

表2 主な居宅サービスの利用者数

サービスの種類	利用者数
居宅介護支援（ケアプラン作成）	3,607人
訪問介護（ホームヘルプ）	1,920人
通所介護（デイサービス）	1,325人
短期入所サービス（ショートステイ）	309人

（平成13年2月審査分国保連絡付実績から）

表3 施設サービスの利用者数

施設区分	利用者数
介護老人福祉施設	637人
介護老人保健施設	619人
介護療養型医療施設	303人
計	1,559人

（平成13年3月分事業状況報告書から）

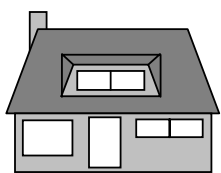
表4 主な居宅サービスの満足度

サービスの種類	満足	ほぼ満足	不満	不明	計
居宅介護支援（ケアプラン作成）	59%	29%	5%	7%	100%
訪問介護（ホームヘルプ）	67%	27%	3%	2%	100%
通所介護（デイサービス）	68%	26%	3%	3%	100%
短期入所サービス（ショートステイ）	49%	35%	10%	6%	100%

（平成12年12月「介護サービス利用実態アンケート報告書」から）

■介護サービスを利用するときには…

在宅サービスを利用するとき



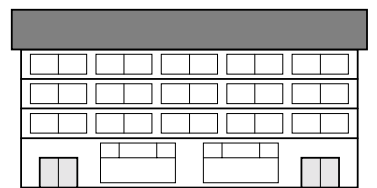
1. 市役所に申請して、要介護認定を受けます

介護保険のサービスを利用するためには、まず要介護認定を受ける必要があります。要介護認定は、介護が必要な程度を認定するもので、要介護1～5または要支援と認定された場合に、サービスを利用することができます。

要介護認定を受ける場合は、まずは電話で介護認定課(0798-35-3133・3348)までご相談ください。

施設サービスを利用するとき

*施設サービスは「要支援」の人は利用できません。



2. ケアマネジャーを選びます

介護保険では利用計画（ケアプラン）を立ててサービスを利用します。ケアプランを作成し、事業者との連絡調整や利用状況を管理したりするのは大変な手間がかかります。

これらの仕事をしてくれるのがケアマネジャーです。ケアマネジャーは介護についての相談にも応じます。

なお、ケアマネジャーはケアプランを無料で作成します。

※ケアマネジャーは居宅介護支援事業者に所属しています。

ケアマネジャーが決まったら届け出が必要です『居宅サービス計画作成依頼届出書』を介護認定課に提出します。届け出はケアマネジャーに依頼することもできます。

2. 施設を選びます

介護保険で利用できる施設には、

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）

があります。

利用の申し込みは直接施設に問い合わせるか、ケアマネジャーに紹介してもらいます。

3. 施設に入所してサービスを利用します

利用料は介護サービス費用の1割です。ただし、食費の一部や日常生活費などは利用者の負担となります。

3. サービスを利用します

ケアプランに基づいて介護サービスを利用します。

利用料は介護サービス費用の1割です。

※要介護認定を申請した人には、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業者や介護保険施設のリストが掲載されている『介護保険サービス利用の手引2001』をお渡ししています。

■介護保険の居宅サービスのいろいろ

◇家庭を訪問するサービス

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

◇日帰りで通うサービス

- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）

◇施設への短期入所サービス

- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

◇その他のサービス

- ・特定施設入所者生活介護
 - ・痴呆対応型共同生活介護…要介護1～5のみ（痴呆性老人グループホーム）
 - ・福祉用具の貸与
 - ・特定福祉用具の購入／住宅の改修
- ※購入または改修を行う前には、必ず担当のケアマネジャーに相談が必要です。

※訪問介護の家事援助について

訪問介護のサービスは、大きく身体介護と家事援助の2つに分けられます。

ただし、家事であればすべて家事援助に含まれるわけではありません。次のような家事は介護保険の対象外です。

- ①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- ②庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに差し支えがないもの
- ③大掃除など、普段はやらないような家事